

産婦健康診査助成事業 Q & A

		内 容
<受診券の交付方法>		
1	Q	受診券はどこでもらえますか。
	A	区役所・支所保健福祉課の窓口で、妊娠届出時に交付します。
<受診券の使用方法>		
2	Q	神戸市外で里帰り出産予定です。受診券は使えますか。
	A	神戸市の産婦健診実施医療機関で受診券は使用可能です。受診先の医療機関で神戸の受診券が使用できるかどうか事前にご確認ください。(医療機関で受診券の使用ができない場合は、産婦健診に係る費用は全額自己負担となります。)
<費用の取扱い>		
3	Q	神戸市の産婦健診受診券は利用できないと言われました。後で返金はしてもらえますか。
	A	産婦健診では償還払い(事後に費用を返還する制度)はありません。医療機関で受診券の使用ができない場合は、全額自己負担となります。
4	Q	受診券が余りました(使いませんでした)。換金できますか。
	A	できません。
5	Q	産婦健診の費用が5,000円以上かかりました。補助はありますか。
	A	5,000円を超えた部分については、自己負担となります。
<記入方法>		
6	Q	記載間違いをしました。
	A	二重線で訂正をしてください(訂正印は不要です)。
内 容		
7	Q	産後1か月健診を受診予定ですが、誤って産後2週間券に記載してしまいました。
	A	産後1か月券にご記載をお願いします。
8	Q	産後2週間健診を受診予定ですが、誤って産後1か月券に記載してしまいました。
	A	産後2週間券にご記載をお願いします。産後1か月受診時は、二重線で訂正し、ご使用ください。
9	Q	バーコードシールを無くしました。
	A	居住区の区役所・支所保健福祉課での再発行が必要です。母子健康手帳等バーコードシールの番号がわかるものを持って、区・支所窓口での手続きをお願いします。受診までに再発行ができない場合は、バーコードシールに印字されている10桁の数字(母子手帳番号)を転記してください。
10	Q	産婦健診受診券の裏面のこころの健康チェックアンケートは記入しないといけないのか。(どうしてもアンケートを記入したくないがどうしたらよいか)
	A	産後は心身ともに疲れがしやすい時期です。自分でも気づかない心の疲れがあるかもしれませんので、こころの健康チェックアンケートのご記入を可能な限りお願いします。どうしても記入したくない場合は、受診予定の医療機関でその旨をご相談ください。

<その他>

11	Q	市外で里帰り中だが、産婦健診受診先の医療機関では受診券が使えないと言われた。どうしても受診券を使用したいがどうしたらよいか。
	A	産婦健診の受診は産後 1 か月ごろを目安にしていますが、産後 8 週未満（産後 7 週と 6 日）までであれば利用可能です。その間にご自宅に戻ってこられるのであれば、市内の産婦健診実施医療機関等で受診が可能かご相談ください。（受診ができるかどうかは、予約の空き状況などもありますので、医療機関へご確認をお願いします。）